

### 徳島市本人通知制度事前登録申請書

徳島市長 あて

徳島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

令和 年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人		
	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦
	氏名			年 月 日
	住所			
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他( )		
登録を希望する方	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方と同じ			
	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦
	氏名			年 月 日
	住所			
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他( )		
通知書送付先	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 施設等の住所 ( )			
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在住民登録をしている住所			
	<input type="checkbox"/> 市外に転出する前に住民登録していた住所 徳島市			
通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者		筆頭者	
	徳島市		( )	
	<input type="checkbox"/> 市外に転籍等をする前の本籍・筆頭者		筆頭者	
	徳島市		( )	
備 考	住民票	<input type="checkbox"/> 最新の世帯のみ	<input type="checkbox"/> 最新から連続したすべての住民票	<input type="checkbox"/> 別紙指定のとおり
	戸籍	<input type="checkbox"/> 最新の戸籍のみ	<input type="checkbox"/> 最新から連続したすべての戸籍	<input type="checkbox"/> 別紙指定のとおり
	戸籍附票	<input type="checkbox"/> 最新の附票のみ	<input type="checkbox"/> 最新から連続したすべての附票	<input type="checkbox"/> 別紙指定のとおり

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にシ点を付けてください。  
 2 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。  
 (1)申請者が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)  
 (2)法定代理人による申請の場合は、(1)の他に代理人の資格を証明する書類(登記事項証明書等)  
 (3)その他の代理人による申請の場合は、(1)の他に代理人である旨を証明する書類(委任状)  
 (4)現在徳島市に住民票も戸籍もない方は、現在の住所が確認できる公的な書類。  
 3 通知書の送付先は、原則、登録者の住所になります。ただし、長期に渡り施設等に入所されている方は、その旨を証明する書面を添付のうえ、その施設等を送付先に指定することができます。

※ 以下の欄には記入しないでください。

受付	処理	本人確認書類・代理権確認書類	備 考
窓口・郵送		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他( )	
		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 ( 公簿確認 ・ 原本還付 ) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ( 原本還付 ) <input type="checkbox"/> 委任状	
..	..	登録日 年 月 日 登録番号	

**※裏面の注意事項をよくお読みいただいたうえで申請してください**

(裏)  
注 意 事 項

- 1 この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したときに、事前登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 対象となる証明書
  - (1) 住民票の写し(除票、改製原を含む)
  - (2) 住民票記載事項証明書(除票、改製原を含む)
  - (3) 戸籍の附票の写し(除附票、改製原を含む)
  - (4) 戸籍全部・一部事項証明[謄本・抄本](除籍、改製原を含む)
  - (5) 戸籍記載事項証明書(除籍、改製原を含む)
- 3 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者を除きます。
  - (1) 住民票関係・・・同一の世帯に属する者
  - (2) 戸籍関係・・・戸籍に記載のある者、その配偶者、その直系親族
  - (3) 国又は地方公共団体の機関
- 4 第三者に事前登録者に係る証明書を交付したときは、事前登録者に徳島市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 5 通知書は、事前登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。事前登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 6 通知する内容は、第三者に交付した証明書を作成した日、その種別及び通数並びに当該第三者の区分(本人等の代理人、第三者(個人)、第三者(法人)、特定事務受任者(八土業))です。交付請求者の住所や氏名を通知することはしません。
- 7 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。
- 8 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、以下の事由に該当した場合には事前登録を廃止しますのでご注意ください。
  - (1) 死亡、国外転出、居所不明等により事前登録者の住民票が消除されたとき。
  - (2) 郵送した徳島市住民票の写し等交付通知書が返戻されるなど、登録者の住所が明らかでなくなったとき。
  - (3) 保存期間の経過その他の事由により、当該証明書を第三者に交付することができなくなったとき。
- 9 登録の有効期間はなく、登録日から廃止されるまで続きます。登録日は原則、申請した日の翌日となりますが、申請内容の審査に時間を要する場合は遅れることがあります。

上記の事項について確認しました。 署名 \_\_\_\_\_

## 通知対象詳細

### 住民票

最新から連続したすべての住民票

市外に転出する前の住民票

市外に転出する前に住民登録していた住所

徳島市 (旧姓: )

徳島市 (旧姓: )

徳島市 (旧姓: )

### 戸籍

最新から連続したすべての戸籍

市外に転籍等をする前の戸籍

市外に転籍等をする前の本籍・筆頭者

徳島市 筆頭者( )

徳島市 筆頭者( )

徳島市 筆頭者( )

### 戸籍の附票

最新から連続したすべての附票

市外に転籍等をする前の附票

市外に転籍等をする前の本籍・筆頭者

上記と同じ